

# Google Pay モバイルペイメント特約

## （デビットカード用）

### 第1条（本特約の適用等）

1. 本特約は、「NCB デビット-Visa 会員規約」を承認した九州カード株式会社（以下「当社」という）の NCB デビット-Visa サービス（以下に定義する）会員（以下「会員」という）が Google Pay モバイルペイメント（以下に定義する）を利用する場合の特則を定めるものです。  
なお、当社が会員の Google Pay モバイルペイメントの利用申込みを認めた日を Google Pay モバイルペイメント利用にかかる契約成立日とします。
2. 本特約の条項と「NCB デビット-Visa 会員規約」およびこれに付随または関連する特約（以下これらを総称して「会員規約等」という）の条項とが矛盾または抵触する場合には、本特約の条項が優先的に適用されるものとします。

### 第2条（用語定義）

本特約において、用語の定義は、以下に定めるものとします。なお、本特約における用語は、本特約において別途定義されない限り、会員規約等において定義される意義と同一の意義を有するものとします。

- ・ **Google Pay モバイルペイメント**：会員が、会員規約等および本特約に従い、Google Inc.（以下「Google」という）が提供するアプリケーション・機能等を用いて NCB デビット-Visa サービスを利用できるサービス
- ・ **NCB デビット-Visa**：当社および株式会社西日本シティ銀行が会員に対して会員規約等に基づき発行するデビットカード
- ・ **NCB デビット-Visa サービス**：会員が、会員規約等に従い、NCB デビット-Visa の利用によりまたはこれに付随もしくは関連して提供を受ける決済サービス
- ・ **本件対応デバイス**：Google その他の事業者が提供するスマートフォン等の機器のうち、Google Pay モバイルペイメント対応機器であって、会員が本件利用申込みを行い、かつ、Google Pay モバイルペイメントを利用する際に使用するもの
- ・ **トークン**：本件対応デバイスに発行される Google Pay モバイルペイメントに用いられる専用の番号（明確化のために付言すると、NCB デビット-Visa の会員番号とは異なる）
- ・ **本件会員情報**：本件利用申込みまたは利用にあたり必要な本人確認情報およびトークン等の情報であって、会員規約等で定める「本デビット情報」を含むもの
- ・ **本件利用申込み**：Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する会員が行う、Google および当社所定の方法による Google Pay モバイルペイメントの利用の申込み

### 第3条（iD の利用申込みについて）

1. 会員は、本件利用申込みによって、株式会社 NTT ドコモが提供する決済ブランド「iD」の利用に関して当社へ申込みをし、iD 会員になるものとします。但し、本件対応デバイスのモデルによっては iD に対応しない場合があり、この場合 Google Pay モバイルペイメントをご利用いただけません。
2. 前項の申込みに基づく iD の利用は、本件対応デバイスでのみ可能とし、本特約に定める条件に従うものとします。
3. 本条第 1 項に基づく iD の利用申込みは、Google Pay モバイルペイメントの終了と同時に、解約されるものとします。

#### 第4条（Google Pay モバイルペイメントの利用申込み）

1. 会員は、Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する場合には、当該会員自ら、会員規約等及び本特約の各条項を認識し了承の上、本件利用申込みを行うものとします。
2. 当社は、本件利用申込みを行った会員が当社所定の基準により適格と認められる場合には、本件利用申込みに対して Google および当社所定の方法により承諾するものとし、かかる承諾の相手方である会員を「Google Pay モバイルペイメント利用者」として、同人に対し、本件対応デバイスにトークンを発行し、Google Pay モバイルペイメントの利用を許容するものとし、株式会社西日本シティ銀行はこれを了承します。
3. 会員は、本件利用申込み在先立ち、自己の責任および費用負担において、自己が管理する本件対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保ならびにその他本件利用申込みおよび Google Pay モバイルペイメントの利用に必要な準備を行うものとします。
4. 会員は、本件利用申込みまたは Google Pay モバイルペイメント利用にあたり、取引が不成功の場合は、当社へ不成功の旨の連絡を行うものとします。

#### 第5条（利用可能な加盟店）

Google Pay モバイルペイメントは、iD 加盟店で利用できるものとします。ただし、iD 加盟店であっても、Google Pay モバイルペイメントの利用に対応しておらず、Google Pay モバイルペイメントをご利用いただけない場合があります。

#### 第6条（利用可能額および利用代金の支払い）

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、NCB デビット-Visa サービスの利用可能額の範囲内で Google Pay モバイルペイメントを利用できるものとします。
2. 当社は、Google Pay モバイルペイメント利用者が前項に定める利用可能額を超えて Google Pay モバイルペイメントを利用した場合またはしようとした場合、利用可能額以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する場合等、利用状況が不相当又は不審であると合理的に認められる場合は、Google Pay モバイルペイメントの利用を一時的にお断りすることがあります。
3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本特約に基づく Google Pay モバイルペイメントの利用に関する一切の債務を、会員規約等に従い、NCB デビット-Visa サービスの利用代金として支払うものとします。
4. Google Pay モバイルペイメント利用者が本条に定める利用可能額を超えて Google Pay モバイルペイメントを利用した場合も、Google Pay モバイルペイメント利用者は、当然にその支払の責を負うものとします。

#### 第7条（Google Pay モバイルペイメントの有効期限等）

1. Google Pay モバイルペイメントの有効期限は、当社所定の方法（当社ホームページへの掲載等）によって公表する日までとします。
2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、前項の有効期限経過後において Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する場合、再度本件利用申込みを行うことを要するものとします。但し、当社が当社所定の方法により、上記手続きを経ず Google Pay モバイルペイメントの有効期限を自動で更新する場合があります。
3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、Google および当社所定の方法により Google Pay モバイルペイメントの一時停止または解約をすることができます。
4. Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、NCB デビット-Visa サービスを解約または会員資格を喪失した場合、Google Pay モバイルペイメントは解約されます。
5. Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、以下各号に該当する場合には、Google Pay モバイルペイメントは解約されることがあります。

(2020年3月制定)

- ① 本カードの紛失、本デビット情報の漏えい、本件対応デバイスの紛失等により不正利用のおそれが生じた場合
- ② NCB デビット-Visa の再発行および他の NCB デビット-Visa への切替等により NCB デビット-Visa の会員番号等が変更される場合
- ③ Google 所定の事由または本件対応デバイスの故障等により、本件対応デバイス内の本件会員情報が削除された場合

## 第8条（Google Pay モバイルペイメントの一時停止・解約等）

1. 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対する事前の通知なく、Google Pay モバイルペイメントの一時停止または解約をすることができるものとします。
  - ① Google Pay モバイルペイメント利用者が本特約若しくは会員規約等に違反し若しくは違反するおそれがあると合理的に認められる場合
  - ② Google Pay モバイルペイメントの利用状況または NCB デビット-Visa もしくは NCB デビット-Visa サービスの利用状況が不適當または不審であると合理的に認められる場合
  - ③ 本件会員情報、本件対応デバイスまたは NCB デビット-Visa 第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因して Google Pay モバイルペイメントの不正利用の可能性が生じたと合理的に認められる場合
2. 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対する事前の通知なく、Google Pay モバイルペイメントの一部または全部を一時的に停止し、または Google Pay モバイルペイメントを終了できるものとします。
  - ① 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、本件対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Google Pay モバイルペイメントの一部または全部の利用が困難であると Google または当社が判断した場合
  - ② その他、コンピュータシステムの保守等、已むを得ない事情で Google Pay モバイルペイメントの一部または全部の一時停止または中止が必要と合理的に認められる場合
3. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令等に基づく場合その他の合理的に必要と認められる場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対して、当社が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においては Google Pay モバイルペイメントの利用を制限することができるものとします。
4. 本条第1項から第3項までに定める事由またはこれらに類似する事由による Google Pay モバイルペイメントの一部または全部の一時停止・解約・中止・利用制限等により Google Pay モバイルペイメント利用者に生じた損害につき、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

## 第9条（善管注意義務、禁止事項等）

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理するものとします。
2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスにつき、その修理等による第三者への一時的な預入または第三者への占有の移転、譲渡、貸与、担保提供等若しくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法により事前に Google Pay モバイルペイメントを解約するものとします。
3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、理由の如何を問わず Google Pay モバイルペイメントを解約または当社により解約された場合、Google および当社所定の方法により、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報が削除されていることを確認するものとします。
4. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報を一切偽造・変造・複製・解析等をしてはならないものとします。

(2020年3月制定)

5. Google Pay モバイルペイメント利用者が前 4 項に違反したことに起因または関連して Google Pay モバイルペイメントが不正に利用された場合、Google Pay モバイルペイメント利用者（Google Pay モバイルペイメントを解約済みか否かを問いません。）は、Google Pay モバイルペイメントの利用代金および当社に生じた損害についてすべて支払いの責を負うものとします。
6. Google Pay モバイルペイメント利用者は、以下各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとします。なお、この責任には Google Pay モバイルペイメントによる利用代金の支払責任を含みます。
  - ① 本件対応デバイスの紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難等」という。）により第三者に Google Pay モバイルペイメントを不正利用された場合
  - ② 本件会員情報の紛失・盗難等により第三者に Google Pay モバイルペイメント若しくは本件会員情報を不正利用された場合
  - ③ その他前 2 号に準じる事由で、第三者に Google Pay モバイルペイメント若しくは本件会員情報を不正利用された場合
7. 前項の各号のいずれかに該当する場合または本件対応デバイスもしくは本件会員情報の紛失・盗難等が生じた場合、Google Pay モバイルペイメント利用者は、速やかに自身で Google および当社所定の方法により Google Pay モバイルペイメントを一時停止または解約し、本件対応デバイスまたは本件会員情報の紛失・盗難等が生じた旨を、速やかに当社所定の方法で当社に通知し、かつ、最寄警察署に届け出るものとします。この場合、当社へはその旨を文書で届け出いただく場合があります。

## 第 10 条（免責）

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、以下各号に定める場合またはその他合理的な理由により Google Pay モバイルペイメントの一部または全部を利用できない場合であっても、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。
  - ① 本件対応デバイス等の仕様・品質に起因する場合、Google が Google Pay モバイルペイメントに関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害や技術・サービス内容の変更・終了等による場合
  - ② 本件対応デバイスのモデルが変更される等、Google を含む本件対応デバイスの提供事業者による本件対応デバイスの仕様変更がなされた場合
  - ③ Google Pay モバイルペイメント利用者が第 5 条に定める本件利用申込みに必要な手続きを完了しなかった場合
  - ④ 本特約に定める、Google Pay モバイルペイメントの一時停止・解約・中止・終了・利用制限等の場合
  - ⑤ iD に対応した加盟店の端末機またはシステムの故障等および、本件対応デバイスと端末機との通信状態の不具合等の場合
  - ⑥ 本件対応デバイス自体または本件対応デバイス上のシステムの故障等の場合
  - ⑦ その他、会員規約等および本特約に定める場合
2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay モバイルペイメント利用者が本件利用申込みまたは利用したことにより、本件対応デバイスの各種機能または本件対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Google Pay モバイルペイメント利用者または第三者に損害が発生した場合、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

## 第 11 条（会員保障制度）

1. 第 9 条第 6 項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難等により第三者に Google Pay モバイルペイメントまたは本件会員情報を不正利用された場合であって、同条第 7 項の規定に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって会員が被る Google Pay モバイルペイメントまたは本件会員情報の不正利用による損害をてん補します

（2020 年 3 月制定）

2. 前項による保障期間は、契約成立日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。

3. 前2項の規定に関わらず、次の場合は、当社ではてん補の責を負いません。

- ① 会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害
- ② 損害の発生が保障期間外の場合
- ③ 会員が本条第4項の義務を怠った場合
- ④ 紛失・盗難等または被害状況の届けが虚偽であった場合
- ⑤ 暗証番号の入力、指紋認証その他、本件対応デバイスにおける本人認証の仕組みを利用した取引についての損害
- ⑥ 第8条第7項の紛失・盗難等の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
- ⑦ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
- ⑧ その他本規約に違反する使用に起因する損害

4. 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社所定の方法により当社に提出すると共に、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

## 第12条（非保証）

当社は、Google Pay モバイルペイメントに関連するか否かに関わりなく、Google が提供または配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

## 第13条（Google Pay モバイルペイメントの終了および停止）

Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google または当社が以下各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく Google Pay モバイルペイメントを終了または一時停止する可能性があることを予め承諾するものとします。なお、この場合、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

- ① Google Pay モバイルペイメント対応デバイスまたはこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合
- ② 当社または Google の業務の遂行上重大な支障がある場合
- ③ その他当社または Google が、Google Pay モバイルペイメントの終了または一時停止が必要と判断した場合

## 第14条（了承事項）

Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay モバイルペイメントの利用に関し、以下の事項を認識し承めます。

- ① Google Pay モバイルペイメントは専ら当社が提供するサービスであり、株式会社西日本シティ銀行は Google Pay モバイルペイメントを提供することはなく、かつ、当社による Google Pay モバイルペイメントの提供につき、連携、協働、支援その他の一切の関与を行わないこと。
- ② 株式会社西日本シティ銀行は、Google Pay モバイルペイメントの利用に起因または関連して Google Pay モバイルペイメント利用者に生じた損害、損失、費用等につき、一切責任を負わないこと。

## 第15条（本特約の変更、承諾）

本特約の変更については、当社から Google Pay モバイルペイメント利用者に変更内容を通知、新たな特約を送付、または本件対応デバイス上または当社ホームページ上で新特約または変更事項を閲覧可能な状態に供したときは、その後当該 Google Pay モバイルペイメント利用者が Google Pay モバイルペイメントを利用した場合、変更事項・新特約を承認したとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

※「Google Pay」は、Google LLCの商標です。

(2020年3月制定)

※「iD」は、株式会社NTTドコモの商標です。

## 「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約

<「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約（以下「本同意条項特約」という）は Google Pay モバイルペイメント特約（デビット用）（以下本同意条項特約においては「Google Pay モバイルペイメント特約」という）の一部を構成します>

### 第1条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. Google Pay モバイルペイメント利用者または Google Pay モバイルペイメント利用予定者（以下総称して「Google Pay モバイルペイメント利用者等」という）は、Google Pay モバイルペイメント特約に係る取引（Google Pay モバイルペイメント利用申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の管理並びに付帯サービスの提供のため、下記①から⑥の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）について、当社が保護措置を講じたうえで、収集（Google Asia Pacific Pte. Ltd.（以下「Google」という）が当社に下記①から③までの情報を提供し、当社が当該情報の提供を受けることを含む）・保有・利用することにつき、予め同意するものとします。

- ① Google Play および Google Pay モバイルペイメントアカウントの利用状況（個別の利用明細については収集しません。）
- ② Google Pay モバイルペイメントデバイスに関する情報（電話番号、名前、モデル等を含む）
- ③ Google Pay モバイルペイメント利用申込み時の位置情報
- ④ Google Pay モバイルペイメント利用申込み状況および登録情報
- ⑤ Google Pay モバイルペイメントの利用状況
- ⑥ 上記①から⑤までに準じる情報

2. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当社が下記の目的のために個人情報を利用することに予め同意するものとします。

- ① 当社のデビットカード事業およびクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- ② 当社のデビットカード事業およびクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
- ③ 当社のデビットカード事業およびクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
- ④ 当社が認めるデビットカードおよびクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（当社ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

3. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、個人情報につき当社所定の匿名化措置を講じたうえで当社が Google と共有し、当社が Google Pay モバイルペイメントの提供に必要な行為および Google Pay モバイルペイメントならびに同社の製品・技術の改善等に利用することについて予め同意するものとする。

### 第2条（個人情報の預託）

Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項特約に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。なお、当社の事務において、Google Pay モバイルペイメントに関する Google Pay モバイルペイメント利用者等への通知にショートメッセージサービス（SMS）を利用する場合は、Google Pay（2020年3月制定）

モバイルペイメント利用者等の携帯電話番号を携帯電話通信事業者に預託するものとします。

### 第3条（利用の中止の申出）

Google Pay モバイルペイメント利用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、Google Pay モバイルペイメント利用申込み後に当社に対しその中止を申出することができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社がGoogle Pay モバイルペイメント利用申込みをお断りすることや解約の手続きをとることはありません。

### 第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、Google Pay モバイルペイメント利用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

### 第5条（Google Pay モバイルペイメント利用申込みが認められない場合）

Google Pay モバイルペイメント利用者等につき、Google Pay モバイルペイメント利用申込みが当社により認められない場合であっても、Google Pay モバイルペイメント利用者等がGoogle Pay モバイルペイメント利用申込みをした事実は、第1条第1項に定める目的に基づき、当該申込みが認められない理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

### 第6条（Google Pay モバイルペイメント解約後等の場合）

Google Pay モバイルペイメントの解約・中止・終了等の後であっても、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

### 第7条（特約等に不同意の場合）

当社は、Google Pay モバイルペイメント利用者等がGoogle Pay モバイルペイメント利用申込みに必要な当社所定の手続きをとらない場合およびGoogle Pay モバイルペイメント特約の内容の全部または一部を承認できない場合、Google Pay モバイルペイメント利用申込みをお断りすることや解約の手続きをとることがあります。

### 第8条（個人情報に関するお問合わせ）

1. 第3条に定める中止のお申出は、下記の当社デビットデスクまでお願いします。

<デビットデスク>

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目3-18 電話番号 092-452-4610

2. 個人情報の開示・訂正・削除等のGoogle Pay モバイルペイメント利用者等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。

<お客様相談室>

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目3-18 電話番号 092-452-4520

## 第9条（本同意条項特約の位置付けおよび変更）

1. 本同意条項特約は Google Pay モバイルペイメント特約の一部を構成します。なお、会員規約等と同種の同意条項が記載されている場合には、これに別途同意していることを前提とします。
2. 本同意条項特約は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

※「Google Pay」は、Google LLCの商標です。



## 電磁的方法による書面交付に関する同意条項（Google Pay モバイルペイメント(デビット)）

### 第1条（書面交付の方法）

Google Pay モバイルペイメント（デビット）を利用する又は利用を希望する会員（以下、「Google Pay（デビット）会員」）は、当社が割賦販売法に基づき当社が交付を義務付けられる法定書面（同法30条第1項、第2項（その後法令変更により所定条項が変更された場合には変更後の条項。以下同じ）参照）について、当社の選択により、紙媒体または電磁的方法のいずれかにより交付できるものとするに同意します。

### 第2条（電磁的方法による書面交付の対象となる書面）

電磁的方法による書面交付の対象となる書面は、割賦販売法第30条第1項、第2項に基づく当社が指定するバージョンの法定書面とします。

### 第3条（電磁的方法による書面交付の方法及び内容）

- 1 電磁的方法による書面交付の方法は、当社のサーバー上の当社 WEB ページ（[https://www.kyushu-card.co.jp/get\\_card\\_personal/card\\_list/visa/debit/ncb\\_debit/](https://www.kyushu-card.co.jp/get_card_personal/card_list/visa/debit/ncb_debit/)）画面にて、Google Pay（デビット）会員の閲覧に供する方法とします。ファイル形式は、[PDF ファイル]とします。
- 2 会員は、当社サーバーから、[PDF ファイル]をダウンロードし、会員の PC その他の端末に保存下さい。
- 3 会員は、PDF ファイルを閲覧可能なソフト又はアプリ（Adobe Acrobat 等）を使用して PDF ファイルを閲覧するものとします。端末へのインストールが未了な場合は、インストールが必要となります。

### 第4条（電磁的方法による書面交付の方法の変更）

当社は、電磁的方法による交付を承諾された会員の利用に際し支障をきたすおそれが著しく低いと判断した場合、あらかじめ当社ウェブサイト上に掲載又は電子メール等で通知して変更内容を明らかにすることにより、会員の同意を得ることなく、「電磁的方法による交付の方法」を変更することができるものとします。

### 第5条（通信費用等）

会員と通信サービス業者等との間の契約に基づく通信費用等については、会員の負担となります。